

平成13年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（交通局）

収入に関する事務

イベント等におけるUラインカード等の各種カードの販売促進による現金収入の取扱いについて、以下のような改善を要する事例が見受けられた。（営業推進課）

ア 神戸市交通局会計規程によると、現金収納員が収入金を収納したときは、所管の収入金内訳簿又はこれに代わるものに記載してその経理を明らかにし、即日又は翌日中に出納金融機関等に払い込むこととされており、また、現金収納員及び現金取扱員が取扱うことができる金額は、原則1日分の収納額が限度とされているが、現金収納員の確認が日々行われておらず、収入金が数日分まとめて払い込まれている事例が見受けられた。

現金の出納保管については、規程の定めるところにより適正に行うべきである。

措置内容

現金出納員が収納した収入金について、会計規程に従い、当日又は翌日中に金融機関に払い込むよう是正した。

イ 収入金内訳簿として「カード精算書」は作成されているものの、販売促進用カードの管理簿の記載が、払出しの都度更新されていなかった。

カードの管理簿は、「カード精算書」とともに収入金の証拠となるものであり、受払の都度、正確に記載するとともに、残数を確認するべきである。

措置内容

カードの管理簿については、受払の都度、正確に記載するとともに、残数を確認するよう事務処理の改善を図った。

行政財産の目的外使用許可に係る使用料を減免するにあたり、算定根拠としての時価の見直しを行わずに減免額を決定し、また、その決定の基準について、決裁上に明記していない事例が見受けられた。 (営業推進課)

使用料の減免にあたっては、周囲の状況、時価等を考慮したうえで減免額を決定するとともに、その基準を決裁上に明記し、算定根拠を明確にするべきである。

措置内容

今後、使用料の減免にあたっては、適正な単価を基準に減免額を決定するとともに、その基準を決裁上に明記するなど、算定根拠を明確にするよう事務処理の改善を図った。なお、指摘の事例については、単価の見直しを行い、平成14年度より減免を行わないこととした。

契約に関する事務

デザイン広告バスによる広告業務について委託契約を締結しているが、契約書において、取次手数料に関する記載が漏れている事例が見受けられた。 (営業推進課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後は、取次手数料等の記載事項に漏れがないか十分に確認するなど、適正な事務処理の徹底を図った。

競争入札による契約が可能と思われる業務について、随意契約により契約を締結している事例が見受けられた。 (市バス運輸サービス課)

契約を締結するにあたっては、可能な限り競争入札によるべきである。

措置内容

当該業務については、競争入札により契約を締結するよう適正な事務処理の徹底を図った。

普通財産の建物を賃貸するにあたり，平成13年度の賃貸借契約が，監査日現在締結されていない事例が見受けられた。（営業推進課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成13年度の当該契約について，監査後，速やかに締結した。また，今後は適切な時期に契約を締結するよう適正な事務処理の徹底を図った。

財産管理に関する事務

Uラインカード等の前払式料金カードについては，発売額等の磁気情報を入力のうち，定期券発売所等へ払出しが行われているが，磁気情報の入力，払出しに際して所管課長の確認を得るなど，在庫枚数の適切な把握がなされていない。（営業推進課）

前払式料金カードについては，収益を得るために販売され，将来現金に還元される性質を持つものであり，その出納保管にあたっては，現金に準じて取扱うとともに，適宜たな卸を実施するなど，適正に在庫管理を行うべきである。

措置内容

前払式料金カードの出納保管については，磁気情報の入力，払出しに際して所管課長の確認を得るとともに，定期的にたな卸を実施するよう改め，適正な在庫管理の徹底を図った。

郵便切手等の有価証券の管理において，管理簿が作成されていない事例，管理簿の記載数と実際の数量が一致していない事例が見受けられた。

（総務課，営業推進課，市バス車両課，魚崎営業所，石屋川営業所）

郵便切手等の有価証券の出納保管にあたっては，管理簿を備え，受払いの都度記載するなど，適正に管理するべきである。

措置内容

管理簿が作成されていない事例については速やかに作成し，管理簿と実際の数量とが一致していない事例については，調査・確認のうち誤記入・記入漏れについて記入の修正を行った。今後は，受払いの都度管理簿に記載するなど適正な管理の徹底を図った。

備品の管理について、備品台帳が作成されていない事例、購入した備品を備品台帳に記載していない事例が見受けられた。 (経営企画調整課, 市バス運輸サービス課)

備品の受払いの都度、備品台帳に記載し、適正に管理するべきである。

#### 措置内容

備品台帳が作成されていない事例については速やかに作成し、記載漏れの事例については、内容を確認のうえ正確に記載した。今後は、備品の受払いの都度記載するなど適正な管理の徹底を図った。